

千葉市花見川区幕張コミュニティセンター 質問・回答

募集要項等に関する質問

NO.	該当箇所	質問	回答
1	募集要項 応募書類 P.13	(ク)納税証明書等とは、納税証明書(その3の3)を手配の理解で間違いないですか。	ホームページで公開している「様式集表紙(千葉市花見川区幕張コミュニティセンター指定管理者指定申請書類)」に記載のとおりです。
2	募集要項 保険 P.14	千葉市が加入している保険の詳細をお願いします。	①全国市長会市民総合賠償保険 (補償内容)身体賠償1事故につき2億円(1名につき2,000万円)、対物賠償1事故につき1,000万円、免責金額なし ②市有物件建物総合損害共済 (共済責任額)1億9,337万円
3	募集要項 保険 P.14	指定管理者が加入する保険の補償額の想定があればご教示ください。	補償額について、市としての想定はありません。 なお、現指定管理者の加入している総合賠償責任保険の保険金額は以下のとおりです。 対人事故 5億円 対物事故 1億円
4	募集要項 スポーツ施設回数券 P.20	適切な使用期限を定め、とありますが、現指定管理者のもとでの使用期限等がどのようなルールかご教示ください。	現指定期間においては、回数券等の使用期限に関するルールがなく、使用期限は定めておりませんが、平成28年4月1日以降に販売する回数券等については、適切な使用期限を定めてください。
5	自主事業について	指定管理者が、自主事業を実施する際に生じる施設利用料は、減免対象の理解でよろしいですか	減免の対象にはなりません。 通常の利用者と同様に利用料金が生じます。
6	募集要項 応募書類 P.12	指定申請書関係の書類の提出部数は、1部の認識でよろしいでしょうか。(提案書提出部数は、18部と理解しています)	お考えのとおりです。
7	募集要項 応募書類 P.12	指定申請書と提案書をフラットファイルに合本して、提出させていただくことでもよろしいですか。	構いません。
8	P5(3)施設の概要 施設規模	①延べ面積が3122.37㎡なので、特定建築物となりますがビル管理法の適用対象建築物と理解してよろしいでしょうか。 ②特定建築物の場合は、建築物環境衛生管理技術者の選任をしますが、技術者は指定管理者からの選任という理解でよろしいでしょうか。	①②ともにお考えのとおりです。
9	HP 公表資料の 訂正	満65歳以上の者がスポーツ施設を個人利用する場合の減免額について ※ご確認をお願いいたします。	満65歳以上の者がスポーツ施設を個人利用する場合の減免額は利用料金の2割相当額となります。(2割引で計算して生じた端数(1円の位)処理は「四捨五入」としてください。例:220円の場合 → 減免額40円) また、他の割引を行う場合(設置管理条例による30人以上での団体利用割引、回数券等)は、本減免の対象外です。 なお、当初ホームページにより公表した「新旧対照表(千葉市コミュニティセンター 利用料金減免に係る事務処理要領の一部改正)」では、当該箇所が「10割」と誤った記載となっておりましたので、平成27年8月17日に訂正したものを再掲いたしました。 訂正前の資料をご覧になった方はお手数ですが、再度、ホームページより資料をご確認ください。